

当協会の認証業務は日本産業標準化法の目的を十分理解し、公平な審査を行なう体制で実施いたします。当協会では日本産業規格への適合性の認証に関する省令第2条に要求される「品質管理責任者の経験と知識」と同等以上の力量を有する者を審査員に任命しています。

#### 審査員の資格基準

##### (1) 審査員

a)審査(現地調査)の業務又はこれに類似する業務の経験が1年以上あること。

※「これに類似する業務」として、登録区分に関する製品の試験・検査の実務経験を4年以上有している者は、審査(現地調査)と類似する業務の経験を有すると判断する。ただし、その場合は以下の①～③の条件を満たすこととする。

①認証審査員のうち審査員としての経験が5年以上ある者のもと、審査補助業務又はオブザーバーとして現地審査に4回以上立ち会っていること。なお、審査補助業務とは、社内規格類や記録類の確認、被認証者へのインタビュー等を行うことをいう。

②模擬審査を行っていること。上記①において実施することも認める。

③品質管理者(認証管理責任者)から現地審査の業務を行う者として適切であることの力量評価がされていること。

b)関連法令に関する講習を受けていること。

c)標準化及び品質管理に関する講習を受けていること。

d)JIS Q 9001 (ISO 9001)に関する講習を受けていること。

e)JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)に関する講習を受けていること。

f)JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065)に関する講習を受けていること。

g)現地調査の業務に係るJISに関する講習を受けていること。

##### (2) 主任審査員

a)主任審査員の指導のもと、認証審査を3回以上かつ1年以上担当していること。

b)品質管理者又は総括審査員による評価が規定で定められた基準以上であること。

##### (3) 総括審査員

a)審査員及び主任審査員の経験を合わせて2年以上経験し、審査員としての評価が規定で定められた基準以上であること。

b)専務理事が任命した者。

##### (4) 17025審査員

(独)製品評価技術基盤機構 認定センターにおける IAJapan審査員・技術アドバイザーの資格を有する者又は、JIS Q 17025 内部監査員の資格を有する者。

##### (5) 試験担当者

各支部の JIS Q 17025 品質マニュアル及び手順書に規定する、試験実施有資格者。